

昭和 42 年 1 月 23 日 制 定  
文部大臣設置認可  
昭和 42 年 4 月 1 日 施 行  
最終改正 令和 7 年 4 月 17 日  
学長承認  
令和 7 年 5 月 28 日  
理事会承認

## 清和大学短期大学部学則

### 第 1 章 目的及び使命

(目的及び使命)

第 1 条 清和大学短期大学部（以下「本学」という。）は、君津学園の教育理想である「真心教育」の精神を基本にし、清和大学及び併設の高等学校並びに附属幼稚園と相携えてこの理想を大きく達成せんとするものである。本学の教育は、短期大学の趣旨に則り、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とする。

### 第 2 章 学科・定員及び修業年限

(学 科)

第 2 条 本学にこども学科を置く。

(定 員)

第 3 条 本学の定員は次のとおりとする。

こども学科 入学定員 80 名 収容定員 160 名

(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限は 2 ヶ年とし、在学年限は 4 ヶ年とする。

2 本学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法第 90 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において、その者が修得した単位数その他の事項を勘案して学長が教授会の議を経て定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前項に定める修業年限の 2 分の 1 を超えてはならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 4 条の 2 学生が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）に係る修業年限は、第 4 条に定める在学年限を超えることはできない。

3 長期履修生に関して必要な事柄は別に定める。

### 第 3 章 教育課程

(教育課程編成の方針)

第 5 条 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、教育・保育に関する専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い総合的な判断力を培い、豊かな人間性を慣用するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目及び単位数)

第 6 条 本学において開設する授業科目及びその単位数は別表のとおりとする。

2 授業科目の履修方法は、別に定める。

(免許状・保育士登録資格取得に必要な科目及び単位数)

第 7 条 本学こども学科においては、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格を取得することができる。

2 削除

3 削除

4 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、前条に定める授業科目及び単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則並びに本学が定める教職科目履修規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

5 保育士の登録資格を得ようとする者は、前条に定める授業科目及び単位のほか「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の保育士を養成する学校その他の施設の修業科目及び単位数並びに履修方法」に定める修業科目及び単位並びに本学が定める保育士科目履修規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(単位の付与及び単位数の計算基準)

第 8 条 一の授業科目に対する履修を終了した学生には試験の上単位を与えるものとする。各授業科目に対する単位数は次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、教室内における 1 時間の講義に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、15 時間の講義をもって 1 単位とする。ただし、教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき、又は教育効果を考慮して必要があるときは、1 時間半又は 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、22 時間半又は 30 時間の講義をもって 1 単位とすることができる。

(2) 演習については、教室内における 2 時間の演習に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、30 時間の演習をもって 1 単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、1 時間の演習に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、15 時間の演習をもって 1 単位とすることができる。

(3) 実験・実習及び実技については、学修はすべて実験室・実習場等で行われるものと

し、45 時間の実験・実習及び実技をもって 1 単位とする。ただし、学外で行われる教育実習及び保育実習については、30 時間から 45 時間の範囲の実習をもって 1 単位とする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は 30 単位を超えないものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 8 条の 2 本学において履修すべき授業科目について、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 本学は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

## 第 4 章 入学・退学・休学・転学

(入学資格)

第 9 条 本学に入学できる者は次の資格を有する者とする。

- (1) 高等学校卒業生
- (2) 中等教育学校卒業生
- (3) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (4) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣が指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 本学において、入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学時期)

第 10 条 本学の入学時期は毎年 4 月とする。

(入学願書等)

第 11 条 本学に入学を志望する者は、入学願書に出身高等学校長の作成する調査書（やむを得ない場合は成績証明書をもって代えることができる）、健康診断書及び検定料を添えて差し出さねばならない。ただし、入学の年又はその前年に高等学校を卒業し、又は修了した者であって、健康に関する事項を記載した調査書を提出した者は、健康診断

書の提出を必要としない。

2 前記の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続等)

第 12 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身上調書、保証人連署の誓約書を提出すると共に、第 29 条に規定する入学金を納入しなければならない。

2 学長は前項の手続を完了した者に入学を許可する。入学の許可を得た者は所定の期日までに第 9 条に規定する者であることを証明する文書を提出し又は提示しなければならない。

(保証人)

第 13 条 保証人は親権者または後見人とする。ただし、これによりがたいものと学長が認めた時は、その他の者をもってこれに充てることができる。

(休学)

第 14 条 疾病その他の事由によって 3 ヶ月以上修学できない者は、保証人連署の上、願い出て休学することができる。

2 休学は、原則として 1 年を超えてはならない。休学期間は卒業に所要の修学年限には算入しない。

(復学)

第 15 条 休学の事故が止んだときは、許可を得て復学することができる。

(退学)

第 16 条 疾病その他の事由によって退学しようとする者は、保証人連署して願い出て、学長の許可を得て退学することができる。

(編入学・再入学・転入学)

第 17 条 本学に編入学、再入学、又は転入学を志望する者は、編入学願、再入学願、又は転入学願に単位取得証明書を添えて願い出るものとする。欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 本学から他の大学に転学を志望する学生は、転学願いを差し出して許可を受けるものとする。

(除籍)

第 17 条の 2 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て除籍する。

(1) 第 4 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 14 条第 2 項に定める休学年限を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(他の学校への在学)

第 18 条 本学の学生は、同時に学校教育法第 1 条による他の学校に在学することはできない。

## 第 5 章 学年・学期および休業

(学年)

第 19 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年を前期、後期の二期に分ける。前期、後期はさらにそれぞれⅠ期とⅡ期、Ⅲ期とⅣ期に分ける。各期の始期、終期は、前年度の最終教授会の議を経て学長が決するものとする。

3 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたり 210 日を原則とする。

(休業日)

第 20 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 (10 月 12 日)
- (4) 春季休業日 別に定める
- (5) 夏季休業日 別に定める
- (6) 冬季休業日 別に定める

2 当該年度の春季、夏季、冬季それぞれの休業日については、前年度の最終教授会の議を経て学長が決するものとする。

3 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

4 教育実習及び保育実習については、第 1 項から第 3 項の規定にかかわらず、休業日に行うことができる。

## 第 6 章 試験及び卒業

(単位の認定)

第 21 条 授業科目の単位の認定は、試験による。

2 試験は毎学期末にその授業を終了した全授業科目について行う。ただし、授業科目によっては、授業の終了した時に試験を行うことがある。また、実験・実技・実習等の授業科目については、平常の成績の評価をもって試験成績にかえることができる。

3 終了試験は、その科目の授業につき学則第 8 条の各号に定める授業時間の 3 分の 1 以上欠席した者は受けることができない。

(試験の方法)

第 22 条 試験の方法は、筆記試験、口述試験又は実技試験とする。

(試験成績の評点)

第 23 条 試験の成績の評点は、S・A・B・C・D の五種とする。S・A・B・C を合格とし、D は不合格とする。

2 試験に合格した学生には、第 8 条の規定に基づいて授業科目所定の単位を与える。不合格科目については、一定の期間を経た後、再試験を行うことができる。

(追試験)

第 24 条 疾病その他止むを得ない事故のために試験に欠席した学生に対しては、追試験を行うことができる。

(卒業)

第 25 条 本学に 2 年以上在学し、別表に定める所定の授業科目を履修し 62 単位以上（うち専門教育科目 40 単位以上）を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者に対して、学長は、本学学位規則の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

## 第 7 章 賞 罰

(表彰)

第 26 条 本学学生で品行方正、学術優秀な者、また学生の模範となるべき行いをした者は、教授会の議を経て、これを賞することができる。

(懲戒)

第 27 条 学長及び教員は教育上必要があると認めるときには、学生に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の方法については、別に規則で定める。

(退学処分)

第 28 条 前条の退学について次の各号に該当する学生は教授会の議を経て、これを退学の処分にかつることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

## 第 8 章 授業料・入学金・施設費・検定料等

(授業料・入学金等)

第 29 条 授業料・入学金等は、次の各項の定めるところによる。

2 入学金は、320,000 円とし、入学試験の合格後、指定を受けた日までに納付するものとする。

3 授業料等は、年額を次のとおりとし、年額の 2 分の 1 ずつを本学指定の日までに納付するものとする。ただし、願出により分納することができる。

授 業 料      630,000 円

施設維持費      300,000 円

研究実習費      60,000 円

4 第 4 条の 2 に定められた長期履修生の授業料等については、認められた在学年数に応じた分

納を認める。

- 5 退学する者は、退学許可の日の属する期までの授業料等を納入しなければならない。
- 6 休学する者は、休学する学期の初めに在籍料を納めなければならない。在籍料は各期 25,000 円とする。ただし、疾病若しくは負傷による長期療養等やむを得ぬ理由による休学と学長が認めた場合、減額することができる。
- 7 休学中の授業料等は、徴収しない。ただし、休学許可の日の属する期までの授業料等は納入しなければならない。復学を許可されたときには、復学許可の日の属する期からの授業料等を納入しなければならない。
- 8 入学検定料は 30,000 円とする。
- 9 本条の規定の実施に関する細則は、学長が定める。

(授業料免除)

第 30 条 本学学生で成績優秀かつ経済的に恵まれない者があるときは、その情状によって授業料を免除し又は学費を貸与することがある。貸与生に関する規定は別にこれを定める。

## 第 9 章 職員組織

(職員組織)

第 31 条 本学に次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員

2 本学に副学長、学監、学科長、助手及び技術職員を置くことができる。

(学長)

第 31 条の 2 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督するものとし、校務に関する諸規則の最終決定権を包括するものとする。ただし、学校教育法第 5 条の規定に関する事項に関しては、学校法人君津学園の権限に留意するものとする。

## 第 10 章 教授会

(教授会)

第 32 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、本学に属する学長、副学長、学監、学科長、教授、准教授及び講師で組織する。学長が必要と認めたときはその他の職員を含めることができる。

3 教授会は、学長が召集開会する。教授会の議長は学長がこれに当たる。

(教授会の機能)

第 33 条 教授会は、学長が次の各号の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く

ことが必要なもの

(4)～(7) 削除

- 2 教授会は前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 前項後段に規定する「学長の求め」は、必要に応じ学長が指示する事項とする。

## 第 11 章 図書館に関する事項

(図書館)

第 34 条 本学に図書館を置く。

(閲覧)

第 35 条 本学の教職員、学生は図書館規則に従って図書閲覧することができる。

(図書館規則)

第 36 条 図書館に関する規則は、別にこれを定める。

## 第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 37 条 本学は、時期によって公開講座を開くことがある。

- 2 公開講座に関する規定は別にこれを定める。

## 第 13 章 学生寮

(学生寮)

第 38 条 削除

## 第 14 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 39 条 本学の授業科目の一または複数につき履修を願い出た者（以下「科目等履修生」という。）については、履修を許可し、単位を与えることができる。ただし、本学則第 9 条に該当しない科目等履修生に関しては、本学へ入学した場合に限り、単位を認めることができるものとする。

- 2 科目等履修生に対する単位授与については、本学則第 8 条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する細則は、別にこれを定める。

## 第 15 章 教育職員免許状更新講習

(教育職員免許状更新講習)

第 40 条 本学において、教育職員免許法第 9 条の 3 に規定する免許状更新講習を実施することができる。

2 免許状更新講習の実施に関する事項は別に定める。

## 第 16 章 委託生

(委託生)

第 41 条 国、地方公共団体又は法人（以下「国等」という。）から、本学の授業科目を履修することの依頼があったときは、国等との協議に基づき、委託生として入学を許可することができる。

2 前項の協議内容は、委託契約書により確認するものとし、本学はその本旨に基づき必要な教育を施しかつ施設等の利用を承認するものとする。

(委託生の種類)

第 42 条 委託生は、第一種委託生及び第二種委託生とする。

(第一種委託生)

第 43 条 第一種委託生は、こども学科の課程において二カ年以上学修して卒業し、短期大学士の学位を取得する者とする。

2 第一種委託生は、委託契約の本旨に則り、この学則及び学内諸規則に従い、必要な授業科目を学修するものとする。

3 委託生に関する事項は、別に定める委託生に関する規則による。

4 第 2 項にかかわらず、学則第 11 条から第 17 条、第 29 条及び第 30 条の規定は適用を除外するものとし、関連する事項は前項に規定する規則の定めるところによるものとする。

(第二種委託生)

第 44 条 第二種委託生は、こども学科において開設する授業科目を委託契約に基づいて学修するものとし、必要により単位を授与するものとする。単位授与については第 8 条の規定を準用するものとする。

2 第二種委託生の学修については、前条第 3 項に規定する規則及び第 39 条第 3 項に規定する細則の定めるところによるものとする。

附則

本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1 本学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から実施する。

2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

1 本学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

附則

- 1 本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者について、第 29 条の規定については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

附則

- 1 本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者について、第 29 条の規定については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成元年年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者について、第 29 条の規定については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

本学則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

- 1 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。  
ただし、第 19 条、第 20 条の規定は、平成 14 年 3 月 31 日以前に本学に在学している学生にも適用する。
- 3 平成 12 年度及び平成 13 年度の学則の一部を次のように訂正する。  
国語教育法、算数教育法、理科教育法、社会科教育法、生活科教育法、家庭科教育法の単位数を、それぞれ 2 単位とする。

附則

- 1 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。
- 3 別表、教科に関する科目のうち、保育実技を総合表現に変更し、この科目名称を平成 14 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 15 年 11 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。  
ただし、第 8 条の 2 については、この限りではない。

附則

- 1 本学則は、平成 15 年 11 月 29 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 18 年 1 月 15 日から実施する。
- 2 第 29 条の規定は、平成 19 年度入学生から適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。  
ただし、第 25 条の規定についてはこの限りではない。
- 3 第 29 条の規定は、平成 19 年度入学生から適用する。

附則

- 1 本学則は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

ただし、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 25 条についてはこの限りではない。

附則

- 1 本学則は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。  
ただし、第 29 条第 4 項及び第 5 項の規定は、平成 23 年 3 月 31 日前に在学する者についても適用する。

附則

本学則は平成 23 年 6 月 1 日から実施する。

附則

- 1 本学則は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、第 5 条の別表は入学時のものを適用する。

附則

- 1 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

- 1 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。
- 3 第 3 条の規定にかかわらず、平成 30 年度の収容定員は次のとおりとする。

児童総合学科 収容定員 120 名

こども学科 収容定員 100 名

附則

- 1 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。
- 3 第 3 条の規定にかかわらず、令和 3 年度の収容定員は次のとおりとする。  
こども学科 収容定員 180 名

附則

- 1 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。  
(令和 5 年 9 月 26 日理事会「第 4 条第 2 項」新設、「第 17 条第 1 項」改正、「第 17 条第 2 項」新設、「別表」改正)  
(令和 6 年 3 月 29 日理事会「別表」改正)
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則施行の日前に本学に在学する者については、入学時に施行の学則を適用する。